

再分配の理論的考察

岸 昌 三

現代の政府機能のなかで、所得や富の再分配はその重要なひとつになっている。本稿では、再分配をめぐる若干の理論的問題を考察したい。

1 再分配の実証的理論

なぜ再分配が政府の機能のひとつになるかについて、どのような実証的説明が可能だろうか。まず思いつくのは、民主的意思決定における一人一票のルールによる説明である。¹⁾ 現実の市場メカニズムによって決まる所得分配は、なんらかの不平等を含むであろう。この不平等というのは、おそらく、平均所得以下の人数がそれ以上の人数よりも多いような型のものであるのが普通であるから、多数決ルールのもとで集団的意思決定が行われると、低所得層に有利な政策が決められることになるだろう。²⁾ これは、直接民主制のもとではもちろんのこと、間接民主制のもとでも、程度の差はあれ、起るだろう。

一人一票のルールが意味するものは、政治的意思決定の過程で各個人に平等なウェイトをもたせるということだが、このルールが再分配政策を実施せしめる要因であるとするれば、それが一般に認められるルールになったのはなぜであるかについても考えてみなければならない。ひとつの簡単な説明によれば、個人を政治的に差別的なウェイトをつける積極的な理由が

1) O. Eckstein, *Public Finance*, 1964, p. 18. (平田寛一郎・日向寺純雄訳『財政学』昭和42年, 28-9頁)

2) J. F. Due, *Government Finance: Economics of the Public Sector*, 1968, p. 43.

特にみいだせないとされる。いまひとつ注目すべき説明によれば、一人一票のルールでなくて、人によって票が異なるようなルールのもとで予想される個人の危険を避けようという人々の戦略的動機が一人一票という政治的平等のルールを確立せしめるに至ったのだとされる。¹⁾ すなわち、人々は自分の選好が他の人々のそれよりも大きなウェイトで取扱われるグループに永久的に所属できるのであればよいが、その確信はもてない。ことによっては自分の選好がより軽く扱われるグループに転落しかねないので、この危険を考慮して、むしろすべての人々の選好が等しく取扱われることを選ぶのだとされる。政治的に平等でない意思決定ルールですぐに思いつくのは、所得や財産に応じて投票数を配分するものである。これに似たルールは、一定額以上の納税者だけが選挙権をもつという形で実際に存在したこともある。ある分野、たとえば株主総会では出資額に応じて議決権が与えられるが、これも同じ系統の集団的意思決定ルールである。所得に応じて投票権を配分する方式は、高所得層にとっては望ましいかもしれない。低所得層にとっては好ましくないだろう。しかし、前述の議論によれば、高所得層もつねにその状態にとどまりうる確信はもてない。逆境におちいった場合には、所得に応じた投票権の配分は、現在の高所得層にとっても不都合であるかもしれない。そこで、そのような場合も考慮して、エリートグループも政治的平等を選ぶだろうとされる。

さて、再分配の実証的説明にもどるが、一人一票のルールはそのような説明として重要なひとつの観点ではあるが、それだけがすべてではない。高所得層もふくめて、多くの人々は、再分配を行う制度的機構が存在することを望む傾向があるように思える。そのひとつの理由は、自分の将来における所得について絶対的な確信が得られないことにある。²⁾ 現在高い所得を得ていても、将来はどんな理由で所得の源泉を失うかもしれない。その

1) R. A. Dahl and C. E. Lindblom, *Politics, Economics, and Welfare*, 1953, p. 43.

ような場合に備えて、人々は個人的に可能な種々の用意を行うとしても、それで十分とは考えないだろう。やはり社会の制度としてそのような用意がなされていることを望むにちがいない。このような配慮から、人々は現在の経済状態の如何にかかわらず、所得の源泉を失った人々を救済するなんらかの再分配機構に賛成するものと思われる。

人々が再分配政策に賛成するのは、効用関数の相互依存関係という点からも説明できよう。¹⁾ 個人の効用が他の個人が消費する特定の財にも依存することは、消費における外部性として厚生経済分析においてすでに取り入れられている。個人の効用は、他人が消費する特定の財に依存するのみならず、他人の所得水準あるいは支出水準で表わすことができる経済生活の裕福さにも依存するとも考えることができよう。つまり、他人と自分とのあいだの経済的状態の相対関係が、個人の効用水準に影響をもつものとみることができよう。他人の生活水準がはるかに高ければ、自分がみじめに思われるかもしれない。他方、自分の生活水準が高ければ、まずわるい感じはしないだろう。しかし、ここで注意すべきは、自分の生活水準が他人にくらべて極端に高くなったり、あるいは、他人の生活が極端にみじめなものであったりする場合には、かならずしも効用水準は高くないということである。

なぜこのようなことがありうるのだろうか。それには二通りの説明が可能だろう。まず、ヒューマニズム豊かな説明がある。人間は他人の生活状態が高いうちは、嫉妬や羨望の心理が強いはたらいて、効用の低下を経験するが、同時に、他人が極度の窮状におちいるならば、今度は同情の気持が強ク現われて、やはり効用の低下を味う傾向がある。このため、他人が自分よりも極端にわるい状態になるならば、むしろ個人の効用は低下す

2) J. M. Buchanan and G. Tullock, *The Calculus of Consent*, 1962, p. 192 以下および H. M. Hochman and J. D. Rodgers, "Pareto Optimal Redistribution," *American Economic Review*, LIX, 4 (Sept. 1969), p. 543.

1) H. M. Hochman and J. D. Rodgers, *op. cit.*, p. 543.

るとされる。その考え方によれば、経済学の伝統的な仮定、すなわち、個人の処分できる財の減少はすべてその個人の厚生¹⁾の低下につながるという仮定は、物質主義的な考え方で、価値の狭いとらえ方であるとされる。それは、財を他人に与えることによって得る満足¹⁾を個人が考慮にいれないと考えるものである。しかし、個人は他人の厚生¹⁾の増加を自分の厚生¹⁾の増加と思うこともある。このことを認めなければ、種々の福祉政策の実施を説明できないという。

再分配に外部経済が存在することのいまひとつの説明は、再分配政策なかりせば生ずるであろう外部費用が防止されることによって個人の効用が高められるというものである。社会問題のなかには生活水準の低下が原因で起るものがある。ある種の犯罪にはしばしば貧困が関係している。所得や富の分配の極度の不平等が関係して起る社会問題がもたらす不穏な空気や環境は、個人にとってひとつの外部費用である。このような費用が除かれることは、個々人にとっては一種の利益であり、効用の増加である。したがって、もしなんらかの再分配政策ないし福祉政策によってそのような費用が防止されるとすれば、それは個人にとって外部経済をもつことになる。

再分配は、将来所得の確保や外部性という形で、所得や富の移転を受ける人々だけでなく、それを課税の形でとられる人々に対しても、効用ないし利益をもたらすことを指摘したが、そうだとすれば、われわれは従来用いてきた効用フロンティア（あるいは効用可能性曲線）の形を修正しなければならない、図1の(A)は、通常用いられる効用可能性曲線の形が描かれている。そこではある個人の厚生¹⁾の低下はかならず他の個人の厚生¹⁾の増加という関係になっている。それは、エッジワースのボックス・ダイアグラムにおける契約曲線を一方に移動すれば、ある個人の厚生¹⁾は高まり、他

1) P. R. Brahmaⁿanda, *Studies in the Economics of Welfare Maximization*, 1959, p. 378 以下。

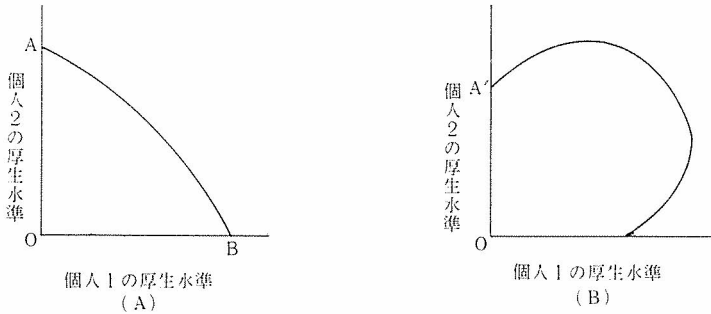


図 1

の個人の厚生は低下するとされているからである。このことの背後には、ある個人の分配が他の個人にくらべて有利になれば、それはすべてその個人の厚生が増加になり、逆に、分配が不利になればかならず厚生が減少になると仮定されている。しかし、ある限度を超えて分配が有利になれば、厚生が低下することを考慮にいれるならば、いかえれば、他の個人の分配が極端に不利なものになれば、一方の個人の厚生も低下するものと考えらるならば、契約曲線の端に近い方になると、両方の個人の厚生が低下することになる。図2はそのようなボックス・ダイアグラムである。このようなボックス・ダイアグラムを基礎にすれば、効用可能性曲線の形も変わってくる¹⁾ことになり、たとえば図1の(B)のようなものになる。

1) J. de V. Graaf, *Theoretical Welfare Economics*, first paperback edition, 1967, p.61 ; J. Rothenberg, *The Measurement of Social Welfare*, 1961, p. 73 以下 ; H. M. Hochman and J. D. Rodgers, *op. cit.*, p. 544, footnote 6.

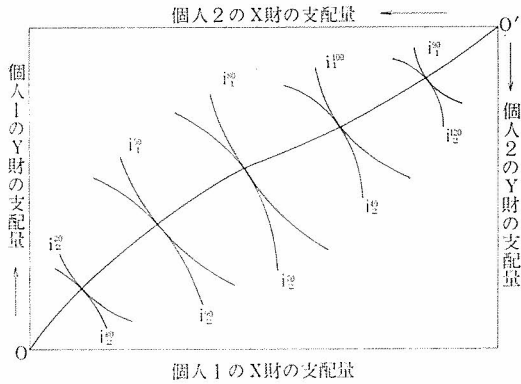


図 2

Ⅱ 再分配はどの程度行われるべきか

所得や富をどのように分配すべきか、分配をどの程度平等化すべきかは、規範的性質の問題である。この問題について現代の経済学者はまず答えようとはしないだろう。というのは、そのような問題に答えを出すことは経済分析の対象ではないし、よし答えを出したとしても、それはあくまでその人の個人的見解にとどまり、客観性をもたないと思っているからである。この問題に対する経済分析が有効であるためには、種々の分配によって各個人がどれだけの効用を得るかを比較できなければならないが、経済学者はそのようなことはできないと考えている。現在では、望ましい分配状態を決めるのは、これを経済学者が取扱わなくなったという意味において、陳腐な問題であるが、しかし、だからといって、この問題が現在消滅して考える必要がなくなったというわけではない。国民生産物を人々のあいだにどのように分配すべきであるかについては、人々は好むと好まざるにかかわらずなんらかの意見や判断をもたねばならないからである。

かつては経済学者もこの問題に接近したことがある¹⁾。ある結論によれば、所得は平等に分配されるべきだとされる。この議論には、二つの主要な仮定がおかれている。ひとつは、所得の限界効用が逡減するというものであり、いまひとつは、すべての個人は同一の所得効用曲線をもつというものである。これらの仮定をもとにすれば、所得の高い人の限界所得効用は、所得の低い人の限界所得効用よりも小さいので、前者から後者に所得を移転することによって、社会全体の効用は増加され、この移転を両者の限界所得効用が等しくなる点まで進めたとき、社会全体の効用は極大化される。前記二つの仮定をもとにすれば、二人の限界所得効用が均等になるとき、所得分配は均等になっている。かくて、所得分配は平等になるべきだとされるのである。

しかし、前提された仮定は検討してみる必要がある。まず、所得の限界効用は逡減するだろうか。特定の商品の限界効用が逡減するという仮定は適当であるとしても、それと同じように所得の限界効用が逡減と考えるのは適当であろうか。もっと慎重な吟味を要するのは、すべての人々について同一の所得効用関数を仮定することである。このような仮定をもとにして社会全体の極大厚生を問題にすることには、暗黙のうちに個人間で効用の比較が可能であるということが前提されている。そのようなことが可能だろうか。現在の経済分析では、それは通常排斥されている。

所得の完全な平等化は無条件に主張されるわけではない。そのもっとも重大な危険は、それが努力や企業心を阻害し、経済的刺激をなくし、その結果、国民生産物の総量を低下させはしないかという点である。このことを考慮すれば、完全な平等化主義は、国民生産物の増加が妨げられない範囲で平等化されるべきだという形に修正される。そのような平等化が実際

1) たとえば、A. C. Pigou, "Some Aspects of Welfare Economics," *American Economic Review*, XLI, 3 (June, 1951), pp. 287-302 および A. P. Lerner, *The Economics of Control*, 1944, chapter 13
(桜井一郎訳『統制の経済学』昭和36年、第3章)。

にどのようなものであるかを定めることはむずかしい。

市場機構で決められる所得や富の分配をどの程度調整すべきであるかについて明確な結論を出すのはむずかしい。所得や富の格差は種々の要因の複雑な作用のなかで発生する。ある種のものは、危険な職業と安全な職業、楽しい職業と苦しい職業、危険な投資と安全な投資、労働と余暇、消費と蓄積等の選択問題における個人間の意思決定の差異からきている。また、分配の不平等のある部分は、過去からどれだけの財産を承継いだか、どんな才能をもって生れたかなどの差異からも起ってくる。さらに、社会の種々の条件が変動するなかで幸運に恵まれるか不運に遭遇するかも、分配に大きく影響する。所得や富の不平等のなかには、個々人の自由な選択の結果であって、個人的責任に帰すべき性質の部分もある。このような不平等は是認されるべきものといえよう。しかし、経済内のゲームのルールそれ自体がかならずしも完璧なものではない。分配を決定する現実の市場メカニズムは不完全である。その結果生ずる分配状態について、人々はそれが個人的努力以外の要因によって影響されているという意味においてある種の不公平を感じており、ある程度の平等化が必要だと思っている。しかし、その程度がどのようなものであるかは、結局は各個人の判断の問題であろう。

Ⅲ 再分配はどの程度行われるか

それでは、個人は分配の平等化についてどのように判断するだろうか。人々は再分配に対してどのような態度をとるだろうか。

所得と富の分配がどの程度平等化されるべきかというⅡの問題と、所得と富の分配がどの程度平等化されるかという本節の問題とは区別されねばならない。前者は規範的な問題で、後者は実証的な問題である。

この問題は、再分配がなせ行われるかというⅠの問題と相互に関連している。けだし、個人の選択のなかでは、これらの問題は同時に取扱われ

る——すなわち、個人が再分配政策の選択を行うときには、同時にどのような再分配を行うかを決定しているからである。

所得と富の平等化が現実にどの程度まで推し進められるだろうか。この問題に対しては、個人の効用極大化過程において再分配政策がどのように処理されるかを考えてみなければならない。すべての成人に平等に一票の選挙権が与えられているような社会で民主的な政治的意思決定が行われるならば、かなり徹底した平等化政策が実施されるように思える。けだし、通常は所得の高い人々にくらべて所得の低い人々が多数であり、このような条件のもとでの民主的意思決定は、おそらく多数を占める低所得層に有利で、少数の高所得層に不利な政策になると思われるからである。

しかし、このような傾向を阻止する要因も存在する¹⁾。今日の先進諸国では、所得階層の点からみて多数派を占めるのは、中堅所得グループであって、低所得グループではなく、まして高所得グループでもない。一部の少数高所得者に対する重税で得られる他のグループの利益はそんなに大きなものではない。また議員や高級官僚は極端な平等化政策が経済活動に対する刺激を弱め、生産を阻害することを知っている。さらにまた、変化のなはだしい流動的な社会では、若い世代はいつまでも低所得層にとどまるものとは思っていない。現在の低所得層も、将来は高所得層になりうることとを期している。したがって人々は、高所得グループに極度にきびしい再分配政策にはかならずしも賛成しない。また、高所得層はその数の割には強力な政治的影響力をもっている。多くの政治家は、低所得グループの代表であっても、すくなくとも低所得グループではないし、官僚機構の上層部もこの点では同じことである。これらの要因はすべて、高所得グループから低所得グループへの極端な所得移転政策を阻止するようにはたらく。

1) J. F. Due, *op. cit.*, pp. 43—4 および J. M. Buchanan, *op. cit.*, pp. 94—5.

IV 再分配の形態

所得の再分配は実際には種々の形で行われている。もっともわかりやすい例は、生活保護のごとき公的扶助である。これは救済すべき人々を対象にある金額の所得を支給するものである。この所得の出所は社会の他のだけかであるから、あきらかに社会の成員の間で所得の再分配が起っている。再分配は、金銭の形でなく、現物の財ないしサービスの支給という形で行われることもある。老人に対してなんらかの財を無料で支給したり、なんらかの施設を無料で提供する場合がそうである。再分配はもっと微妙な形でも起っている。すべての人々に等しく消費され、等しく利益が及ぶような行政サービスの費用が、累進所得税で人々の間に配分されると想定しよう。この場合には、所得の高い人々は、所得の低い人々が負担すべき行政サービスの費用を部分的に肩代りしているという意味において、実質所得の再分配が起っている。累進所得税に免税点が設けられているとすれば、これ以下の人々は完全な所得の移転を受けるわけである。このような要素は、現実の財政制度のなかに多かれ少なかれ存在する。

所得を再分配する場合、貨幣の形で行うべきか、それとも、現物の形で行うべきだろうか。この問いは、ある純粋な経済モデルを想定すれば、意味がない。再分配で支給された財の完全な転売市場が存在すると仮定しよう。この場合には、特定の財が支給されても、これを受給者が消費するという保証はない。かれがその財を欲しないなら、これを転売して自分の気に入る別の財を購入することになるからである。しかし、現実にはそのような財の転売市場は不完全であるから、支給された財を有利な条件で処分することは大きく制約されている。したがって、再分配が現物で行われるか、貨幣で行われるかによって、個人の選択は規定されてくる。現物で移転が行われるならば、その財を転売することはまず困難であり、それを消費せざるをえなくなるわけである。

ところで、一般的購買力と現物のいずれの形態が再分配の方法として望ましいかという問題であるが、消費者選択の自由を確保する観点からは、購買力の形で所得が与えられるのが適切であろう。消費者選択に信頼がおけなければ、現物の形で必要な財を与えるべきであろう、しかし、消費者選択が信頼できるかどうかは、だれが判断するのだろうか。価値の究極の判断者は個人であるとする個人主義的立場を徹底的に貫くかぎり、消費者選択が正しいかどうかを決めることはできない。再分配がいずれの形態をとるべきかは、このような単純な原則論でかたずく問題ではなく、より広範な見地からその優劣を比較検討して決定されるべき問題であろう。

V 公共財の代替としての再分配

通常の接近方法では、資源配分と分配、あるいは、公共財と再分配とは、別個の問題として取扱われる。それぞれのあり方については、別個の基準が用いられる。すなわち、配分の場合には、効率性が、分配の場合には、公平が、それぞれ用いられる。このような問題の区別は、ある場合には重要である。たとえば、応益原則ないしは受益者負担の原則が容易に適用できる政府活動の費用の配分を考えるような場合である。その代表的な例は、道路や公営企業の財源調達である。このような問題に再分配的配慮をもちこむと、かえってまずい解決になりやすい。その意味で、配分と分配という区別の重要性は一方で認めておかねばならない。

しかし、より統一的・包括的な接近方法も忘れることはできない。そもそも、再分配を行う目的はなんであろうか。所得や富を再分配することそれ自体が目的なのだろうか。おそらく、否である。それはなにか他の目的を旨ざしているのではあるまいか。それはなんらかの目的の達成するための手段ではあるまいか。そのなんらかの目的とは一体なんだろうか。それは具体的には各個人が決めるもので、人によって異なるであろう。しかし、それを形式的に述べることは可能である。すなわち、各個人は再分配

によって自分の効用を高めようとしているということである。¹⁾ 効用の中味はあくまで個人によって異なっていよう。ある人は、分配の不平等から起ってくる予想される種々の社会問題を防止したいと思っているかもしれない。ある人は貧困に苦しむ人々の救済によって人道的な喜びを得たいと思っているかもしれない。再分配によって達成される事柄が、自分のエゴイズムに有利となるものであるにせよ、自分の倫理観に合致するものであるにせよ 広い意味における自分の効用を高めるならば、人々は再分配に賛成するだろう。このようにみれば、政府をつうじて財なり富を再分配することは、一種の財を提供しているようなもので、見方によれば、これを公共財と考えることもできよう。²⁾ それは、再分配なかりせば生じたであろう外部不経済ないしは外部費用を防止する一種の公共財である。それは、同じような目的をめざす他の公共財、たとえば、警察や保健といった公共財の代替的な財と考えることができる。ある種の犯罪が貧困から起っていると想定しよう。この犯罪を防止するには、警察という公共財の供給という方法を用いることもできれば、再分配政策によって貧困をなくして犯罪を防ぐという方法をとることもできる。再分配はそのこと自体が目的ではなくて、外部費用を回避する——あるいは同じことだが、効用を高める——ひとつの方策とみることができる。

再分配が一種の公共財であることの説明の続きになるが、分配状態にはそれ自体の社会的費用があることを指摘することによって、そのことがさらによく理解できよう。もし分配状態Aから分配状態Bに移行することによってある種の社会的費用が軽減されるとすれば、AはBにくらべてそれ

-
- 1) 再分配が人々の選択に影響する種々の要因についてはR. N. McKean, *Public Spending*, 1968, p. 52 以下。
 - 2) J. M. Buchanan, *op. cit.*, p. 93 および p. 217 ; L. C. Thurow, "The Income Distribution as a Pure Public Good," *Quarterly Journal of Economics*, LXXXV, No. 2, May, 1971, pp. 327—336.

だけ社会的費用をもっているといえよう。これをAそれ自体の社会的費用ということができよう。もっと具体的な例でいえば、市場機構で決定される分配状態をより平等な分配状態に移すことによって、ある種の社会的不安が除かれるとすれば、もとの分配状態は社会的不安というそれ自体の社会的費用をもっていることになる。もっとも、分配は平等化されるほど、その社会的費用は少なくなるというわけのものではない。たとえば、極端に平等化された状態は、別の社会的費用（経済的刺激的欠如のごとき）をもつかもしいない。ともあれ、種々の分配状態はそれぞれ固有の社会的費用をもっているとみることができる。そしてその社会的費用というのは、分配状態によって異なるだろう。最適の分配状態は、それが最小のものであるということができよう。ある分配から他の分配に移ることによって、つまり、再分配によって、社会的費用が少なくなるとすれば、それによる利益ないしは外部性は、すべての人々に及ぶものと考えられるから、再分配を行うこと自体、公共財の供給の一種であるとみることができよう。

VI 再分配とパレート最適

Iで指摘したように、分配がある範囲を超えて不平等化すると、所得の低い人の効用水準だけでなく、所得の高い人の効用水準も低下するかもしれない。このことは、効用可能性曲線についていえば、それが右上がりになる部分をもつということであった。そして、この部分に対応する分配状態の場合には、高い所得の人から低い所得の人に所得を移転することによって、双方ともに効用を高めることができる。市場メカニズムによって決定される分配がそのような分配であるならば、再分配をつうじてパレート最適を達成することができる。効用可能性曲線が右下がりになる部分に対応する種々の分配状態の中から選択を行うことはあくまで社会的厚生関数の問題であるが、それ以外の分配状態について選択を行うことは効率性の

問題である。¹⁾

個人の効用が他人の経済状態にも依存するとき、かれが所得再分配についてどのような選択を行うかを考えよう。二人の個人1および2から成る簡単なモデルを想定しよう。二人の個人の効用がそれぞれ相手の所得水準に依存すると仮定すれば、かれらの効用関数はそれぞれ次のように書くことができる。

$$u_1 = u_1(y_1, y_2)$$

$$u_2 = u_2(y_2, y_1)$$

市場経済によって決定される所得がそれぞれ y_1 および y_2^0 で、 y_1 y_2^0 であると仮定しよう。 $y_1^0 - y_2^0$ は二人の個人の間の所得格差になる。

もし $\frac{y_1^0 - y_2^0}{2}$ の所得移転が個人1から個人2に行われるならば、二人の移転後の所得は均等になる。ここで、所得の移転は $\frac{y_1^0 - y_2^0}{2}$ の範

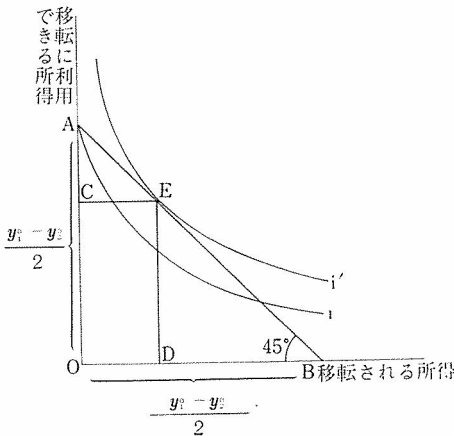


図 3

囲で行われるものと仮定しよう。問題は、個人1にとってこの移転可能な額のうちどれだけを移転に向けるのが最適であるかである。個人1の選好がこれを解決するだろう。これを図解すれば、図3のようになる。²⁾ 縦軸のOAは移転に利用可能な個人1の所得で、 $\frac{y_1^0 - y_2^0}{2}$ に等しくと

1) H. M. Hochman and J. D. Rodgers, *op. cit.* および L. C. Thurow, *op. cit.*

2) この図は H. M. Hochman and J. D. Rodgers, *op. cit.* の図解に多少の変更を加えたものである。

られている。 AB は、このうちどれだけを手許にとどめ、どれだけを移転に向けるか、その可能な組み合わせを示す。この線上の最適点は、無差別曲線 i' に接する点 E であり、 $AC (=OD)$ に等しい移転を行うことによって個人1はその効用を極大化する。これによって個人1は市場メカニズムで得られる効用水準 i よりも高い効用水準 i' を得ることができる。移転を受取る個人2も、それによって効用水準を高める。

われわれは結論として次のようにいうことができよう。所得再分配には、ある人の状態を害することなしに他の人の状態を改善する種類のものと、ある人の状態を改善すれば他の人の状態を害する種類のものがある。前者の型の再分配は自発的に行われる。慈善行為はその一例である。しかし、それだけでない。政府をつうじて行われる再分配政策の中でもすべての人々の合意の得られるようなものは、前者の型にはいるとみることができよう。しかし、後者の再分配は自発的には行われまいだろう。そして、その決定には合意は得られないだろう。後者の再分配の決定はやはり価値判断の問題として残されることになる。